

令和5年度女性アスリート（遠征合宿・活性化）事業 補助金留意事項

1 女性アスリート（遠征合宿・活性化）事業

9競技10種目の競技団体に対し、練習環境の整備を行うとともに、有力チームとの強化練習会や試合、全国規模の主要大会への参加を促す。また、全国・海外のトップ選手を招聘し、強化練習会や試合を実施し、もって女性アスリートの育成を図る。

- ア 対象事業は、女性アスリート遠征合宿事業、女子競技強化拠点整備事業、女性アスリートトップ選手招聘事業、女性指導者育成・派遣事業とする。
- イ 補助対象者は、9競技10種目の対象競技の女性アスリート等とする。
- ウ 経費については、総事業費の5%以上の負担金（競技団体等）と福岡県選手強化推進実行委員会の補助金をもって充てるものとする。
- エ 招聘事業及び海外遠征を実施する場合は、事前に実行委員会事務局と協議すること。
- オ 用具等借上料については、事前に実行委員会事務局と協議すること。
- カ 補助対象経費項目は、以下のとおりである。

- ・ 謝 金……強化指定指導者等の謝金は、1日4,000円以内とする。

（例外）特別講師として強化指定指導者等以外の指導者を合宿に招く場合の謝金は、審査の上決定する。（審査の上認めた場合は、1日10,000円以内）

- ・ 交通費……交通費に関しては、実行委員会の定める規定額以内とする。
- ・ 宿泊費……原則として1泊8,000円以内とする。（素泊まり）

1泊2食付（夕・朝食）の場合、原則として1泊10,200円以内とする。

- ・ 食糧費……強化事業を実施する際の食費とする。

	基準額	備 考
昼 食	1,000円程度	
朝 食	700円程度	宿泊を伴う事業において宿舍の食事を摂らない場合
夕 食	1,500円程度	

*競技力向上を目的とした補助食品に係る経費は別途対象とする。

*嗜好品や懇親会等に係る経費は認めない。

- ・ 消耗品費……単価が50,000円未満の物品とする。

単価が50,000円以上の物品は、備品となるため購入できない。

- ・ 通信運搬費……電話・切手代等に係る経費と大型用具を運ぶ輸送代とする。
- ・ 使用料……会場使用料及び器具等の借上料に係る経費とする。

※ゴルフ競技：練習場打席代・ボール代及び練習ラウンドに係る施設使用料

- ・ 保険料……スポーツ傷害保険への加入料とする。

キ 領収書について

県補助金を請求するにあたっては、領収書の原本を提出すること。ただし、やむを得ない理由がある場合には、コピーの提出も可能とする。その際、原本を提出できない理由を明記し、競技団体印を押印の上、事務局に提出すること（提出様式は問わない）。なお、選手強化推進実行委員会事務局から求めがあれば、速やかに原本を提示すること。

- ・ 内訳の分かる領収書とする（金額のみの記載は不可）。購入品目が記載されていれば、感熱紙のレシートでよい。

- ・ アルコール等不適切な品目が含まれた領収書は無効とする。

- ・ 50,000円以上は、収入印紙を必要とする。

- ・ 宛名は、福岡県〇〇競技とする。

- ・ 他県競技団体、学校等が主催する合同合宿については、主催者の発行する領収書でも可とする。

その場合は、実施要項等（開催日程、必要経費等が記載されたもの）を添付すること。

- ク 報告書の提出は、事業実施終了後1カ月以内とする。

- ケ 申請書・報告書の事業内容、事業の成果、金額の内訳などは、詳しく記入すること。

- コ 報告書の提出は、事業実施終了後1ヶ月以内とする。

- サ 報告書の事業内容、事業の成果、金額の内訳などは詳しく記入すること。